緊急通報体制等整備業務委託事業者提案評価基準

１　評価方法

（１）一次審査（書類審査）

一次審査では、応募書類の内容を審査し、応募書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合は、失格とする。

（２）二次審査（書類審査）

二次審査では、一次審査で選考された者による選定審査委員会を行い、次項の評価基準により得点を算出する。得点の高い順に順位を決定し、順位が最も高い者を優先交渉権者として特定する。

二者以上の者が同点だった場合は、同者を比較して見積金額が低い者を上位の順位とする。また、優先交渉権者の特定後、緊急通報体制等整備業務委託公募型プロポーザル実施要項（以下「要項」という。）「１０．契約」（２）の事態が生じた場合は、当該優先交渉権者の次点の順位の者を優先交渉権者として特定する。

２　評価基準

次の採点の合計を各者の得点とする。

別紙「評価表」により緊急通報体制等整備業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）が提案の内容を採点し、得られた採点結果を集計する。

（１）採点基準

全委員が、次の配点の目安で、評価表に記載の項目ごとに、１から５点までの５段階で採点する。

（採点の目安）

５点　　優れている
４点　　やや優れている
３点　　普通
２点　　やや劣っている
１点　　劣っている

（２）集計方法

各委員の採点結果を合計したものを総合得点とする。

なお、委員数は５名で、各委員の最大得点は３５点であり、総合得点の最大は、１７５点となる。